

# 中野区教育委員会会議録

令和2年第12回定例会

令和2年4月17日

令和2年第12回中野区教育委員会定例会

○日時

令和2年4月17日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時56分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○欠席委員

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 板垣 淑子

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第24号議案 令和3年度使用中野区立中学校教科用図書採択基準等について（指導室）
- (2) 中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定について（指導室）

2 協議事項

- (1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（学校教育課）

3 報告事項

(1) 事務局報告

- ①令和元年度児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、通信機能付携帯ゲームの利用状況に関する調査結果について（指導室）
- ②令和元年度いじめの対応状況について（指導室）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第 12 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、小林委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

ここでお諮りいたします。

本日の議決事件の 2 番目、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定につきましては、非公開の審議を予定しております。したがって、日程の順序を変更し、議決事件の 2 番目、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定を最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

<議決事件>

入野教育長

それでは日程に入ります。

まず議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目、第 24 号議案「令和 3 年度使用中野区立中学校教科用図書の採択基準等について」を上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則第 2 条第 2 項、採択の基準を定める規定に基づきまして、第 24 号議案「令和 3 年度使用中野区立中学校教科用図書の採択基準等について」補足説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

採択基準でございますが、新しい学習指導要領の趣旨や、中野区の生徒の学習にふさわしいかどうかを鑑み、昨年度の小学校同様、(1)としまして学習意欲が喚起される教科書、(2)生きて働く知識・技能の習得と未知の状況にも対応できる、思考力・判断力・表現力等

の育成に応えられ、生徒自らがよりよい生き方を考えられる教科書。(3)中野区の生徒にとって学びやすく、教師にとって扱いやすい教科書の3点といたしました。

次に、採択に当たって調査・研究すべき項目としまして、2に示させていただきました5点をご覧になっていただければと思います。

別紙2のほうが詳しく書いてございますので、そちらをご覧ください。

内容等につきましては、教材の適切さや、資料等のわかりやすさになります。また、わかりやすさでいえば、学年の発達に応じて、その学年の生徒がわかりやすいかどうかという点でございます。生徒にとっての学び方や、考え方の習得ができるかどうかということなどについても、ここで見てまいります。

構成及び分量につきましては、発達に応じて分量や内容の分量的なバランスなどがございます。

表記及び表現は、読みやすさや見やすさになります。記号や写真の扱い等を見てまいります。

使用上の便宜につきましては、全体の構成などを見るものでございます。

最後に、特記すべき事項としまして、中野区という地域性への配慮。また、準拠するデジタル教材の使いやすさなど、特に教科書として特徴としている工夫があればここで示してまいります。

前のページに戻りまして、意見の聴取についてでございますが、学校、これは教員でございます。それから生徒、区民から意見を聴取いたします。先ほどご説明した別紙2は、学校、教員用でございます。生徒の意見聴取は、学年ごとに抽出した学級で行い、別紙3を使います。区民の意見聴取は、区民の皆さんに展示会などで教科書を見ていただき、教科書と採択制度そのものへの要望を別紙4に記入していただくことになります。

採択基準の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

採択基準のところ、(1)、(2)といいと思うのですが、3番目の「中野区の生徒にとって学びやすく」というのは、具体的にどのような視点を想定しているのか、教えていただけると。

指導室長

例えば、中野区の記事、それから内容、写真等が教科書に取り上げられているとか、そうしますと、中野区の生徒にとっても非常に身近に感じられ、興味・関心が湧くところがございます。

昨年度ですと、例えば地図帳が採択されるときに、中野区の状況がより詳しく出ているとか、それから中野区の内容がその中で取り上げられているとか、あと中野区にゆかりのある作品や記事等が教科書で取り上げられているとか、そのようなことがございます。

小林委員

今の件に関しては、確かに中野区の内容等について、教科書で触れられているということは非常に大事な、大きな視点だとは思いますが。

ただ、それだけではなくて、やはり中野区の子どもたち、特に中学生の学力の実態であるとか、様々な生活の状況を踏まえて、教科書の内容がどうなのかということも踏まえていくことも重要かと思っておりますので、その点はぜひ押さえていきたいなと思っています。

確認ですけれども、去年は小学校で進めたわけですけれども、細かい文言は当然小学校と中学校で違ってくると思うのですが、内容的に、何か小学校と違うということがありますでしょうか。それとも、ほぼ同一でいっているということでしょうか。その辺、確認をしたいと思っております。

指導室長

基本的には同じでございます。

ただ、もちろん、今委員がおっしゃいましたとおりに、小学校と中学校の、同じ言葉であっても、視点の差異がございますので、そこはやはり中学校にふさわしいかどうかというところは、見ていただくこととなります。

小林委員

今のことについては、いわゆる義務教育というくくりで大きく考えていってよろしいかなと思います。

あとは、確かに小学校、中学校、小学校1年生と中学校3年生では、発達段階、様々変わってきますので、その点は私どもが十分考慮して進めていければとは思っております。

以上です。

入野教育長

今、お話がありましたように、学力に関わる調査等の傾向ですとか、ICT活用が随分教科書にも出てきておりますので、そのような現状ですとか、子どもたちの実態ですとか、

併せて、小学校のときもお話ししていただきましたけれども、私どもも審議していきたいと思っております。

それでは、ほかに質疑がございませんので、なければ質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第24号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

入野教育長

続いて、協議事項に入ります。

それでは、協議事項の1番目、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。

初めに事務局からご説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」でございます。

1、指示する内容でございます。中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、学校の臨時休業の手續について、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものです。

2、指示する理由でございますが、令和2年5月7日以降の臨時休業の取扱い等について、時機に応じて適切に判断する必要があるためでございます。

3、教育長の臨時代理による事務処理を指示する内容でございますが、学校保健安全法第20条に基づきます臨時休業及び臨時休業期間の決定でございます。

4、今後の予定でございますが、令和2年5月8日、教育委員会定例会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理結果について、ご報告する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

まだまだ厳しい状況が続いていますので、適時判断が必要だと思ひます。なかなか難しい判断だと思ひますけれども、教育長によろしくお願ひしたいと思ひます。

入野教育長

ご発言は以上のございますので、それでは学校の臨時休業に係る教育長の臨時代理による事務処理の指示についてに関する協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告につきましては、事務局からの報告は予定してございませんが、各委員から活動報告がございましたらお願ひいたします。

なければ教育長及び委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「令和元年度児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等に関する調査結果について」の報告をお願ひいたします。

指導室長

それでは「令和元年度児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等に関する調査結果について」ご報告いたします。

本調査は平成26年度から毎年度実施しておりますが、その目的は1にありますとおり、児童・生徒の携帯電話等の所持の状況や、それらを使つてのインターネット等の利用状況を把握するとともに、それらを介した生活指導上の問題の未然防止及び早期発見・早期解決に向けた方策を講じるための一助とするためございます。

無記名の質問紙形式で、令和元年度は令和元年12月から令和2年1月にかけて、全小中学校で実施いたしました。

結果の概要でございますが、通信機器、これはいろいろなもの、先ほど申し上げたスマートフォン等でございますが、所持の状況は、昨年とほぼ同水準で、小中全体で88%、大体小学校4年生から8割を超えるような状況でございます。

使用時間は全小学校では3分の2の児童が2時間未満である一方、全中学校では、1時間から3時間未満の割合が一番高かつたということでございます。3時間以上の、長時間



使用している児童・生徒の割合は、小中全体で17%ありました。中学生になると、使用時間が長くなる傾向にあります。

使用目的は、小中学校ともメールやツイッター、LINE等のコミュニケーションとしての利用が最も多く、学年が上がるに従って増加し、中学校3年生では92%の生徒がコミュニケーションに使用している状況でございました。

フィルタリングやパレンタルロックをかけていると答えた割合は、全小学校で53%で、昨年度と比較すると、3ポイントの増加。全中学校では56%と、6ポイントの増加でございます。パレンタルロックはフィルタリングと同じような機能でございます。

知らない人とやり取りをしたことがある児童・生徒の割合は、学年が進むに従い増加しており、中学校第3学年では半数以上に当たる54%が「ある」と回答してございます。

トラブルの被害につきましては、「ある」と回答した児童・生徒の割合は、全小学校で3%、全中学校で4%でございました。誰にも相談しなかった児童・生徒は、全小学校で22%、全中学校で16%で、ともに昨年度より減少している。逆に申しますと、誰かに相談するようになってきているということでございます。

SNS学校ルールを「知っている」と回答した小学生は87%、中学生は82%と、年々増加してまいりました。SNS家庭ルールを「ある」と回答した割合は、小学校では74%、中学校では70%と、昨年度と比較すると増加しております。また、これらのルールを「だいたい守っている」と回答した小学生は77%、中学生では65%で、こちらも昨年度と比較すると増加している状況でございます。

今年度の取組としては、ほとんどの児童・生徒がインターネット通信が容易にできる環境にいることを前提として、教育活動全体で幼児・児童・生徒に人間関係を築く力や社会性、規範意識を高める「情報モラル教育」を推進して参ろうと考えております。

2番目としまして、各学校において策定しました「SNS学校ルール」の見直しや、それに伴う様々な取組を、児童・生徒の主体的な活動として日常的に実践し、規範意識の醸成を図ってまいりたいと思います。

3番目といたしまして、各校における保護者会やセーフティ教室等の様々な機会、学校だより等により、情報モラル教育の必要性及び使用の長時間化への警鐘、トラブルへの対処方法等について、保護者の理解を深め、「SNS家庭ルール」づくりに向けて啓発を推進してまいりたいと思います。

最後になりますが、トラブルに遭った際に、適切な対処方法を学ぶ「SOSの出し方に

関する教育」を今後も継続していくとともに、教員や周りの大人には研修等を通して、SOSを受けたときの対処方法を学び、適切な対応ができるように研修を深めてまいりたいと思っております。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

結果を聞かせていただいて、情報モラル教育の効果がところどころに見えて、大変いいなと感じました。

ただ、気になったのは、知らない人とコミュニケーションをとったことがあるとか、それから、自分のプロフィールを公開している生徒が、上のほうになると随分多くて、この辺はとても心配な気がするのです。情報機器はもう、これからの社会を生きていく上で必須のものなので、やはりこの辺のことをしっかり生徒たちに伝えていくようなことも必要なのかなと感じました。

以上です。

小林委員

今、田中委員がご指摘の点は私も同感です。いわゆる情報モラル教育というものを、もちろどこでもやっていますし、中野区もこれまでも力を入れていると思うのですが、ことさらしっかりとやっていく必要を、この調査結果から見て感じました。

それからもう1点、別の視点なのですが、この調査、これはいわゆる生活指導上の問題の未然防止だとか、早期解決というのが大きな目的の調査なのですが、所有率というのでしょうか。義務教育段階の子どもですから、これは調査結果の間1にも出ているわけなのですがけれども、私は今、こういったコロナウイルスの感染拡大の状況を受けて、逆に今後、こういう機器をマイナスに捉えるのではなくて、プラスの視点で、どうやって活用したらいいのかということは、並行して今のうちから、義務教育段階でも、特にスマートフォンは現時点においては一番簡便に手に入れやすいものですので、こういったことも一方で検討というか、具体的なものを少し考えていく必要があるかなと思っています。

高等教育の場合には、今、遠隔授業とか、そういう形で対応を迫られているのですがけれども、逆に大きく見れば、それはプラスに作用するような状況に持っていかなければいけないと思いますので、ぜひこの数値を生かして、今後少しこういう、忙しい中ですけれど

も、違った意味でまた時間をとって、しっかりと検討していただければと思います。これは要望です。

以上です。

入野教育長

よろしいでしょうか。

調査目的に合った結果分析になっているかと思いますが、教育委員会でも様々やっています調査を、また違った方向で生かしていかなければいけない時代かなと思いますので、委員のご指摘のようにしていければと思います。

それから、今までやってきた情報モラル教育で向上が見られるということだけではなく、その教育自体が今の子どもたちの実態に、田中委員のお話もありましたように、合っているかどうかということについても、もう1回、見直していければと思っておりまして、またこの調査をさらに次の段階に進めてまいりたいと思います。

なければ、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の2番目、「令和元年度いじめの対応状況について」の報告をお願いいたします。

指導室長

いじめの対応につきまして、昨年度も3回のアンケート調査を初め、学校には児童・生徒の日々の活動を丁寧に観察していただくことにより、いじめの未然防止、早期発見等に努めてきたところでございます。

その状況について、ご報告をさせていただきます。

まず、認知状況でございますが、小学校では974件、中学校では97件、うち解決件数は、小学校では957件、中学校では94件となっております。

指導継続中の小学校17件、昨年度は54件であったのですが、それから中学校は3件、昨年度は5件でございました。につきましては、継続的に深刻ないじめが続いているということではないのですが、断続的で突発的なトラブルが発生したり、被害児童・生徒の側の嫌な思いが残り、人間関係をうまく結べないなどの状況があるため、各校の当該の教師は継続して注意深く見守っているという状況でございます。

認知件数と認知率の推移を見ますと、小中学校とも、28年度から増加しております。これは、いじめに起因する事件、事故が後を絶たず、社会的にいじめに対する関心が高まる中、本区では研修等を通じて、教員一人一人がいじめやその判断について深く理解し、軽

微なものについても被害者本位の視点で見逃さず、組織として対応した結果と考えてございます。詳しくは資料をご覧ください。

次にいじめの態様でございますが、小中学校とも悪口が圧倒的に多く、続いて小学校では軽い暴力、無視仲間はずれが続き、中学校ではSNSによる誹謗・中傷、軽い暴力が続いている状況でございます。

暴力につきましては、軽いからいいということではございませんけれども、ほとんどが軽い暴力であり、その多くが小学校低学年で発生しています。低学年の小さなけんかやトラブルとして処理していたようなものにつきましても、まずは子どもの気持ちに立ち、丁寧に対応、報告しているような状況でございます。また、単なるけんかとして処理せず、その後も継続して、学校がそういうものも見守っているあらわれでもあると認識してございます。

こうしたことを踏まえ、今後もアンケート調査などによる実態把握に努めるとともに、資料にありますとおり、新しい中野区いじめ防止基本方針に基づく取組の実行、2番目としまして、児童・生徒が自らSOSを出そうとする気持ちをつくる。3番目、児童・生徒の円滑な人間関係づくりを支援する。4番目、教職員・保護者への啓発を促進する。この四つの視点から取組を進めてまいりたいと思っております。

この中で今年度特に重点を置いて取り組もうと考えておりますのは、1番目の新しい中野区いじめ防止基本方針に基づく取組の実行でございます。新しいいじめ防止基本方針では、1、未然防止、2、早期発見、3、早期対応、4、重大事態への対処、5、検証及び改善の五つの視点から、学校の取組を具体的に示させていただいております。この基本方針を、様々な機会を通して周知することはもちろんのこと、学校での実効性のある組織的な取組を評価してまいることを重点に置きたいと考えております。

また、現在コロナウイルス感染症の蔓延に伴う臨時休業のため、学年の初めの指導ができない状況にはございますが、各校でSOSの出し方に関する教育を教育課程に位置づけ、その指導を強化してまいります。

併せまして、SNSを活用した相談窓口の周知や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を強化し、児童・生徒のSOSを見逃さないようにしてまいりたいと思います。

ちなみに、今申し上げたSNS相談窓口につきましては、開始されたのが昨年8月後半からではございますが、この3月までで17人の生徒から累計58件の相談が寄せられまし

た。稼働7カ月ではありますが、相談が多くなりましたのは、秋以降、各校で行われた運営者が主催するいじめ防止とSOSの出し方に関する研修が行われた11月以降のことです。

相談内容につきましては、たわいもない、雑談的な相談が大半でしたが、中にはいじめも含めた友人との、本人がいじめと感じているということでございますが、友人とのトラブルもありました。1年生からが圧倒的に多く、学校による偏りもありましたので、今後は学校の協力を得て、どの学校からも万遍なく、どの学年からも万遍なく相談できるような働きかけをしてまいりたいと思います。

3番目でございますけれども、従来の道徳教育や、人権教育を充実させるほか、保幼小中連携教育の中で、就学前段階から円滑なコミュニケーションに必要な能力を育成してまいります。もちろんSNSによるいじめが潜在化しないよう、SNSの使い方、先ほどもお話ありましたが、そのマナー等につきましても指導を強化してまいりたいと思います。

そして4番目でございますが、何より児童・生徒を指導する教員への啓発は大きいと思いますので、研修等を通じて、これは例年どおりでございますけれども、教職員の対応力や、人権感覚を磨いてまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

今後の取組のところで、いじめ基本方針の中にいろいろな事例が出されていて、それを現場で共有してもらおうというお話がありましたけれども、それとは別に、今、現実に動いている問題とか、そういう問題もうまくいったところ、あるいは非常に課題があったりというところを共有するような場というのは何かあるのでしょうか。

指導室長

個人のプライバシーの問題もございますので、まず今回は学校におきましても、教育委員会におきましても、会議体として位置づけられているものを充実してまいりたいというのが一番の目的でございます。学校においても、今までもそのようなことはやっていたとは思いますが、例えば学校評議員の方も巻き込んで、地域の方も巻き込んで、そういう、プライバシーが許す限りの情報をそこでお伝えするようなことを強化したり、それから教育委員会のほうで設置する委員会につきましても、少し会議の対象者を増やし

まして、そこで現状をお知らせして、その中でご意見を賜るとか、それとは別に、重大事態に関わるような内容につきましては、さらに別の組織で、学識経験者の方なども入っていただいて、中野区の現状をご紹介し、そこで意見を賜るような場を設定してまいりたいと考えております。

田中委員

個人情報の問題で、なかなか難しい点もあるかと思いますが、やはり今、動いているものを共有するというのも大事だと思うので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

入野教育長

恐らく、生活指導の担当者、今はこういう状況ですのでやれておりませんが、担当者等の連絡会で、個人情報に配慮をして各学校の取組が共有されているかなとは思ひております。

ほかにございますでしょうか。

小林委員

調査の結果の報告等、ありがとうございます。やはり調査をしていくと、経年的に見ると、様々な状況とか、視点が浮かび上がってくると思ひますので、ぜひこれを生かして、今後につなげていただきたいと思ひます。

当然、直接的な指導ですね。問題が生じたときの早期の対応も重要ですが、一方で、この資料の中にもありますように、教職員や保護者への啓発を促進するという視点、根っこの部分は、一人一人がいじめを絶対に許さないのだという人権感覚をしっかりと持ち続けていくことが大事だと思ひますので、その点も踏まえて、今後も揺るぎなく取組を進めていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

入野教育長

よろしいでしょうか。

この新しい中野区いじめ防止基本方針に基づく取組ということで、予防の部分で各学校がと、具体的に書かれているものが、その次の段階ではそれぞれ各学校がつくっていく形になるかと思ひますので、そういうことも含めて着実に進めてまいりたいと思ひます。

なければ本報告は終了いたします。

その他、事務局から報告はございますか。

子ども・教育政策課長

教育委員会危機管理対策会議の設置につきまして、口頭にてご報告をさせていただきます。

このたび教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえまして、教育委員会危機管理対策基本指針に基づきまして、教育長を座長とする教育委員会危機管理対策会議を4月13日に設置をいたしましたので、ご報告をさせていただきます。

教育委員会事務局のほか、子ども教育部も含めた関係部署間で連携をとることによりまして、迅速かつ確かな対応を行うということを目的とするものでございます。

現時点におきましては、児童・生徒や教職員等の感染事例はまだございませんが、そうした事態にも的確に対処できるように準備を進めてまいりたいと考えてございます。

また、そうした事例がございましたら、教育委員の皆様にもご報告をさせていただきたいと考えてございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは本報告は終了いたします。

その他事務局から報告はございますか。

子ども・教育政策課長

令和小学校の開校式の延期についてでございます。

令和小学校の開校式につきまして、当初4月25日土曜日を予定してございましたが、改めて秋以降に延期とさせていただくことといたしましたので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

入野教育長

特に質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、本報告も終了いたします。

その他事務局から報告はございますでしょうか。

学校教育課長

私からは軽井沢少年自然の家の休館について、口頭でご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止を目的とした緊急事態宣言の発令を受けまして、軽井沢少年自然の家を休館しております。

休館の期間でございますが、令和2年4月8日から5月6日まで、こちらを今のところ休館とさせていただきます。

報告は以上でございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。それでは、本報告は終了いたします。

続きまして、議決事件の2番目「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」を行います。

ここでお諮りいたします。本件は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定しました。

それでは非公開の審議を行う前に、事務局から次回開催について報告してください。

子ども・教育政策課長

次回開催につきましては5月8日金曜日、10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、教育委員会定例会につきましても、休会など日程の変更も想定されますので、その場合はホームページでお知らせをいたします。よろしく願いいたします。

次回と、その次と2回休会という形になります。よろしく願いいたします。

(以下、非公開)

(令和2年第21回定例会における会議録の公開決定に基づき、個人情報に該当する部分を除き、以下非公開部分を公開)

入野教育長

それでは、事務局が準備を行うため、委員会を休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時37分再開

入野教育長



それでは会議を再開いたします。

「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定手続について」事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定手続につきまして、資料に従いご説明をいたします。

令和3年度から区立中学校で使用する教科用図書の採択を行うに当たり、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則に基づき設置いたします、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会の委員の候補者及びその補充要員の選定をお願いするものでございます。

この選定調査委員会は、資料の1、委員構成の記載どおり、学識経験者から3人以内、区立中学校の校長及び副校長から3人以内、区立中学校の教諭から3人以内、区立中学校に在籍する生徒の保護者から3人以内、そして公募による区民から3人以内の委員で構成されます。今回はこのうち、区立中学校に在籍する生徒の保護者及び公募による区民について、委員候補者及びその補充要員の選定を行います。具体的には、保護者及び公募区民それぞれ2人の候補者と、補欠のための補充要員を3人ずつ選定し、その順位づけをするものでございます。

また、該当委員の任期でございますが、資料の2、委員の任期の記載どおり、委嘱の日から令和2年8月31日までとなります。

候補者の選定後の手続でございますが、選定調査委員会の委員は、資料の3、委員の資格の制限の記載のとおり、資格制限がございます。したがって本日選定された候補者について、当該資格要件の確認を行った後、後日教育委員会において正式に委員として決定をいただくこととなります。その後、選定調査委員会を開催し、7月中旬から8月上旬での教育委員会において、選定調査委員会での調査・研究の結果を報告していただくことを予定しております。

この間、教育委員会におきましては、令和3年度使用教科用図書の採択についてのご協議をいただき、7月中旬から8月上旬に採択をいただくというスケジュールを進めてまいりたいと考えております。

次に、委員の候補者につきましてご説明いたします。資料の別紙が、学識経験者から公募区民までの予定候補者の一覧でございます。このうち、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員（学識経験者）候補者一覧から、中野区立中学校教科用図書選定調査委員

会委員（教諭）候補者一覧までについては、指導室にて記載の者を推薦させていただきました。

次に、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員（保護者）被推薦者一覧でございます。こちらは3月25日付で区立中学校の校長宛てに生徒の保護者の方の推薦を依頼いたしました。その結果、一覧に記載の10人の保護者の方につきまして、推薦をいただいたものでございます。

最後に、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員（区民）応募者一覧でございます。こちらは2月20日から3月16日まで、区報等により公募を行い、一覧に記載の9人の区民の方からご応募いただいたものでございます。本日はこの一覧に記載されている方のうちから、保護者、公募区民それぞれについて、委員候補者及びその補充要員を決定していただくものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それではただいまから、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者を選出したいと思いますので、具体的な選出方法について、事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

委員候補者及び補充要員の具体的な選出方法でございますが、こちらのくじを使った抽選による方法でお願いしたいと思います。青色のくじでございます。

方法でございますが、一覧表の氏名の左の欄にその方の固有の番号が記されてございます。この番号が書かれたくじ棒を人数分箱の中に入れてまして、第1順位者から順に抽選作業を行い、抽選者を選出してまいります。この方法により、生徒の保護者と公募区民それぞれについて、委員候補者2名と補充要員3名の方を選出し、事務局から結果報告を行った後、委員候補者及び補充要員として教育委員会の決定をお願いするものでございます。

抽選はまず生徒の保護者の委員候補者及び補充要員の抽選及び決定を行い、次に公募区民の委員及び補充要員の抽選及び決定を行います。抽選の作業は、本件教科書採択に係る事務を担当する事務局職員に行わせます。教育委員の方と教育長は、抽選作業の際の立会人として立ち会っていただき、本日の抽選が適正に行われていることのご確認をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それではここでお諮りいたします。

中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定につきましては、ただいま事務局から説明がありました方法により実施することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、ただいま事務局から説明のありました方法により候補者を選定することに決定いたしました。

それではこれから抽選の準備を行いたいと思いますので、定例会を休憩いたします。

午前 10 時 40 分休憩

午前 10 時 40 分再開

入野教育長

定例会を再開いたします。

ただいまから区立中学校に在籍する生徒の保護者に係る委員候補者及び補充要員の抽選を行います。教育委員の方々は立ち会いをお願いいたします。

それでは事務局は抽選を始めてください。

(抽 選)

入野教育長

ただいまの抽選結果につきまして、改めて報告をお願いいたします。

指導室長

それでは保護者につきましての抽選結果の報告をさせていただきます。

委員順位 1 番	委員候補者	一覧番号 7 番	〇〇〇〇さん
2 番	委員候補者	一覧番号 4 番	〇〇〇〇さん
3 番	補充要員第 1 位	一覧番号 5 番	〇〇〇〇さん
4 番	補充要員第 2 位	一覧番号 6 番	〇〇〇〇さん
5 番	補充要員第 3 位	一覧番号 10 番	〇〇〇〇さん

以上でございます。

入野教育長

ここでお諮りいたします。区立中学校に在籍する生徒の保護者に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽選結果の報告のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、区立中学校に在籍する生徒の保護者に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽選結果報告のとおり決定いたしました。

続きまして公募による区民に係る委員候補者及び補充要員の抽選を行います。

教育委員の方々には立ち会いをお願いいたします。

それでは事務局は抽選を始めてください。

(抽 選)

入野教育長

それでは事務局から、ただいまの抽選結果について報告をお願いします。

指導室長

それでは区民候補者の抽選結果を報告させていただきます。

順位 1 番	委員候補者	一覧番号 9 番	〇〇〇〇さん
2 番	委員候補者	一覧番号 4 番	〇〇〇〇さん
3 番	補充要員第 1 位	一覧番号 5 番	〇〇〇〇さん
4 番	補充要員第 2 位	一覧番号 3 番	〇〇〇〇さん
5 番	補充要員第 3 位	一覧番号 7 番	〇〇〇〇さん

以上でございます。

入野教育長

ここでお諮りいたします。

公募による区民に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽選結果の報告のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、公募による区民に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽選結果の報告のとおり決定いたしました。

これで中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定を終了いたします。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第 12 回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前 10 時 56 分閉会